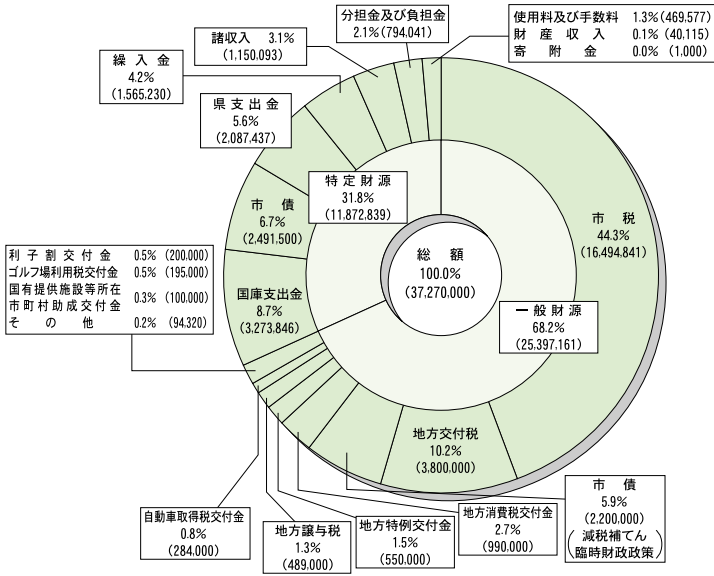


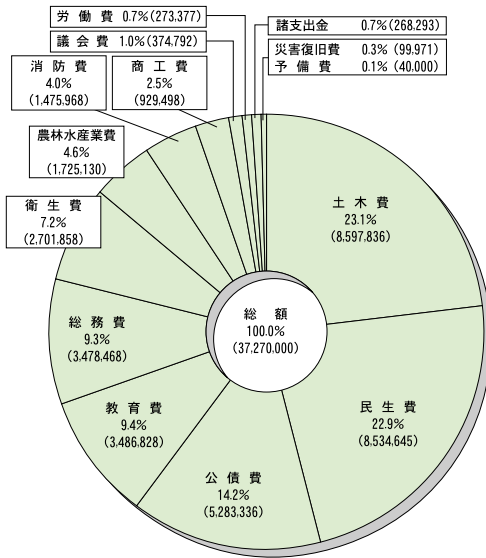
歳入予算款別構成図

(単位：千円)



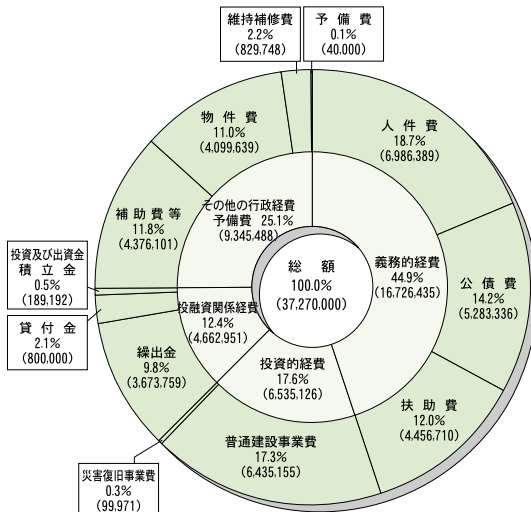
歳出予算款別構成図

(単位：千円)



歳出予算性質別構成図

(単位：千円)



平成十五年年度予算

一般会計 三億七千二百七十七万円

こんなことが決まりました

- 「国際学術技術研究都市」
- 「いきいき生涯福祉都市」
- 「ハイライフ田園都市」
- をめぐりて
- 未来へはばたく都市基盤づくり
- 潤いにみちた生活環境づくり
- 活力あふれる産業づくり
- 心豊かな人づくり
- やさしい市民社会づくり
- 基本計画推進のために



特別会計

住宅新築資金等貸付事業	一三四九万九千円
公共下水道事業	五二億一九七四万六千円
東広島中核工業団地汚水処理施設事業	二一〇六万七千円
原地区工業団地汚水処理施設事業	三三四万二千円
志和流通団地汚水処理施設事業	八八三万八千円
農業集落排水事業	五八〇八万一千円
西条第一土地区画整理事業	一億七九七万七千円
東広島駅前土地区画整理事業	六億二六二万七千円
ひがしひろしま墓園管理事業	三六一万五千円
国民健康保険	七二億一〇三万六千円
老人保健	九五億六四二万八千円
介護保険	四六億六二四〇万五千円
財産区（八管理会）	五八九万二千元
合計	二七五億三九四七万三千元

水道事業会計

収益的収支	三〇億八二八一万円
（収入）	三〇億五五二八万七千円
（支出）	七億六六七万三千元
資本的収支	一一億四一三六万七千円
（収入）	
（支出）	

予算特別委員長報告(要旨)

審査は各常任委員会単位の分科会を設置し、それぞれの所管事項の審査を行い、十八日には総括質疑・採決を行った。予算編成では、景気の低迷や固定資産の評価替えにより市税等が大幅な減収見込みとなるなど厳しい財政環境のもと、急激な社会情勢の変化への対応と、都市の魅力づくりと都市機能の充実を重点目標に、「少子高齢社会への対応」、「教育の充実と生涯学習の充実」、「高度情報化の推進」、「循環型社会の構築など環境問題への対応」、「地方分権・行政改革への対応」、「雇用対策」、「都市基盤の整備」、「頭脳拠点の確立」、「生活基盤の充実」、「活力あふれる産業づくり」の十項目が重点施策として掲げられている。

一般会計予算の総額は、三七二億七千万円で、前年度当初予算に比べ一・二%の減。財源の主なものは、市税約一六五億円、地方交付税三八億円、国県支出金約五四億円、市債約四七億円などである。特に問題点として指摘・要望のあった事項の主なものは、まず、市制施行三〇周年記念事業・東広島市三〇年の検証については、各種プロジェクトの効果、本市の果たしてきた役割や特性等、評価・検証した結果を、市町村合併問題を含めた今後の都市づくりに反映していただきたい。次に、都市機能の充実については、市町村合併を視野に入れ、地域の均衡ある発展に配慮した都市基盤や生活基盤の整備を、積極的に推進していただきたい。次に、県立中高一貫教育校の開校に向けた西高屋駅周辺地区整備については、学園都市の文教地区として、通勤、通学拠点にふさわしい交通機能の強化や、地域と学校との交流施設の整備などに、積極的に取り組んでいただきたい。

さらに、JR各駅のバリアフリー化の促進、地区公民館の適正配置、小規模農家への支援体制の強化、障害者支援など福祉施策の充実、合特法に係る現状と対応方法、雇用対策の充実、青少年健全育成支援活動の充実、その他各般にわたったの指摘・要望が出されたところであり、今後の行政推進において、最大限反映されるよう強く要望する。

討論では、住民の暮らしや健康を守っていくためにも、雇用対策、農業振興など、より一層の努力が必要であるとの反対討論が、また合特法への対応、公共工事の発注方法、未着手の都市計画決定街路への対応など執行上の課題もあるが、新年度においては各種事務事業が十分機能される形で執行されるものと信じて賛成するとの賛成討論がなされ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した。

住宅新築資金等貸付事業特別会計予算から小谷財産区特別会計予算までの特別会計については、総額二七五億三、九四七万三千元で、対前年度比一・九%の減少となっている。これは、公共下水道事業特別会計において浄化センターの処理能力の増強対策等により前年度に比べ八・九%の増、介護保険特別会計において保険給付費の増加見込みにより前年度に比べ二・五%の増と、増額編成された会計があるものの、主には、老人保健特別会計において診療報酬の引き下げや受給対象年齢の引き上げなど制度改正により前年度に比べ一・九%と大幅な減となったことに起因する。

水道事業会計予算については、業務予算量は、給水戸数四万四、八五〇戸、年間総配水量一、二三八万五千m³、一日平均配水量三万三、八三九m³で、主な建設事業は、第五期拡張事業として、ポンプ所の築造や配水管整備等を実施する計画で、給水区域の拡大を図るとともに、安全で安定した水の供給を目標に、事業を推進することとなっている。予算規模は収益的収支で、収入額三〇億八、二八一万円、支出額三〇億五、五二八万七千円で、差し引き二、七五二万三千元の利益が見込まれている。資本的収支では、収入額七億六、六七三万二千元、支出額一億二、四一三万六千七百円で、差し引き四億七、四六三万五千円の不足が生じることとなるが、この不足額は、過年度分損益勘定留保資金等で補填することとなっている。特別会計及び企業会計のうちでは、国民健康保険などにおける低所得者対策、区画整理事業における保留地処分の促進、下水道事業の将来的な経営方針など、要望並びに指摘・意見が出されている。討論では、住宅新築資金等貸付金の滞納対策では、人権問題として差別を解消する観点からも、

反対討論(要旨)

不況で苦しむ市民の生活を守ることを第一にして予算配分すべきである。雇用対策のための直接事業への取り組みを強化すべきである。農業振興のための抜本的対策を求める。いじめ・不登校対策が必要である。就学前乳幼児医療費の無料化を県制度より先んじて実施すべきである。学校図書の実を求める。

住宅新築資金等貸付事業では、未償還問題について早期の対策と解決を望む。国民健康保険や介護保険では、低所得者の負担を軽減するため一般会計からの繰り入れや基金の取り崩しをすべきである。特別養護老人ホームの待機者の解消策を講じるべきである。老人保健については、医療費の本人負担の軽減等国への制度改善の要望を積極的に行っていくべきである。

賛成討論(要旨)

厳しい財政環境の中で、事業の厳選、市債の発行の抑制により財政硬直化に歯止めをかけたものと評価している。歳出については、福祉、教育、産業、建設など各分野にバランスをとりながら重点的に予算配分がされ、目配りのきいた予算となっている。生活関連事業についても努力していることを理解する。

合併課題を前にして、地方分権時代にふさわしい自立した都市として健全な財政運営と市民の立場に立った堅実な予算編成がされている。

皆さんから出された

陳情

陳情

受理状況

▽金子容子さんの早期救出を求める陳情

▽政府に「平和の意見書」の提出を求める陳情書

▽「イラク戦争反対」の意見表明を求める要請書及び陳情書

▽障害者の地域生活支援に関する事業の安定的継続について(要望)

▽物価スライド凍結解除による年金引き下げに反対する意見書採択の陳情

第1回定例会 可決した案件

57件
を案
を議
を予
を算
を度
を新
を年
を合
をめ

総務委員会付託案件

○広島中央広域行政組合を組織する地方公共団体の減少及び組合規約の変更
大崎町・東野町及び木江町の脱退によるもの。

○広島中央広域行政組合を組織する地方公共団体の増加及び組合規約の変更
大崎町、東野町及び木江町の合併により新設される大崎上島町の加入によるもの。

○手数料条例の一部改正

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく事務手数料の規定の整理及び都市計画法に基づく事務手数料の一部を廃止するもの。

○職員の給与に関する条例の一部改正

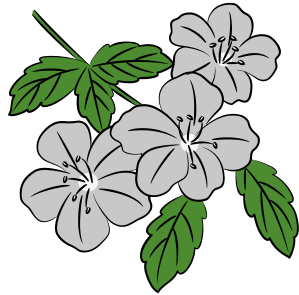
一定の年齢を超える職員の給料の昇給停止制度を設けるとともに、職員の期末手当・勤勉手当の支給率の改定等を行うもの。

○職員の特務勤務手当に関する条例の一部改正

職員に支給する特務勤務手当の一部を廃止するとともに、支給基準の見直し等を行うもの。

反対討論(要旨)

特務勤務の精神的な負担等の状況は変わっていない。



○平成十四年度一般会計補正予算(第五号)

増額 五〇四四万八千円
総額 三三五億七五二四万五千元
国の補正予算に対応した事業の実施や事業費の確定による不用額や財源の調整をすることも繰越明許費の設定、債務負担行為の追加・変更、地方債の変更を行うもの。

更、地方債の変更を行うもの。

反対討論(要旨)

既に支払った貸金をさかのぼって減額することは不利益不遡及の原則に反する。

○平成十四年度一般会計補正予算(第六号)

増額 九五四万五千円
総額 三八六億七〇六八万円
生活保護費国庫負担金の精算によるもの。



文教厚生委員会付託案件

○東広島賀茂介護認定審査会を共同設置する普通地方公共団体の増加及び審査会共同設置規約の変更
黒瀬町の加入によるもの。

○介護保険条例の一部改正

平成十五年からの介護保険の第一号被保険者の保険料を所得区分に応じて引き上げるもの。

反対討論(要旨)

高齢者、特に市民税非課税世帯にとって大きな負担増となる。

○使用料条例等の一部改正

文化芸術に関する児童・生徒等の体験活動の充実を図ることを目的として、市立美術館及び旧木原家住宅・旧石井家住宅の入館料を原則として無料とするもの。

して無料とするもの。

○市民体育施設設置及び管理条例の一部改正

八本松勤労青少年センターが雇用・能力開発機構から譲渡されることに伴い、市民体育施設「八本松市民グラウンド」として設置し、所要の規定の整備を行うもの。

○国民年金印紙購入基金の設置及び管理に関する条例の廃止

国民年金保険料の印紙納付制度が廃止されたことに伴い、国民年金印紙購入基金を廃止するもの。

○平成十四年度国民健康保険特別会計補正予算(第三号)

減額 四億四三〇七万二千元
総額 六八億三八八万九千円
会計年度区分の変更から平成十四年度医療診療報酬の支払いが十一か月分になったこと等によるもの。

反対討論(要旨)

既に支払った貸金をさかのぼって減額することは不利益不遡及の原則に反する。



○平成十四年度老人保健特別会計補正予算(第二号)

減額 八億七二二万五千元
総額 九九億九二九五万九千円
診療報酬のマイナズ改定、平成十四年十月の制度改正による本人負担割合の引き上げ等によるもの。

反対討論(要旨)

既に支払った賃金をさかのぼって減額することとは不利益不遡及の原則に反する。

○平成十四年度介護保険特別会計補正予算(第三号)

減額 一二四七万九千円
総額 四一億六五三万五千円
事業費の見込み減によるもの。

反対討論(要旨)

既に支払った賃金をさかのぼって減額することとは不利益不遡及の原則に反する。

○ひとり親家庭等医療費支給条例の一部改正

母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴い、条例において引用している同法の条項を整理するもの。



『市民経済委員会付託案件』

○人権センター設置及び管理条例の制定

人権啓発の推進及び市民の交流の促進を図るため、人権センターを設置し、事業内容、使用料等、管理運営に関する事項を定めるもの。

○勤労福祉センター設置及び管理条例の制定

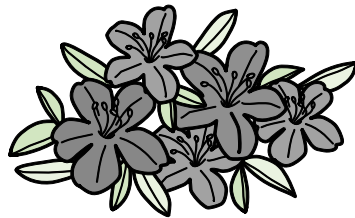
東広島勤労福祉センターが雇用・能力開発機構から譲渡されることに伴い、本市の施設として設置するもの。

○地域集会所設置及び管理条例の一部改正

西山多目的広場及び、河田集会所の新設を行うもの。

○農村青年サークル会館設置及び管理条例の一部改正

市道別府奥屋線の拡幅に伴い農村青年サークル会館の位置を変更するもの。



○企業立地促進条例の一部改正

企業立地促進に係る助成措置の対象事業者について、工場等の操業開始時期に関する要件を廃止し、中小企業に対する投下固定資産総額等の要件を緩和するとともに、工場等設置助成金の交付限度額の引き上げ、土地取得助成金及び雇用助成金の新設等を行うもの。

反対討論(要旨)

市民生活への配慮を優先すべきである。

○共同作業場設置及び管理条例の廃止

免山共同作業場を廃止するもの。

○平成十四年度農業集落排水事業特別会計補正予算(第一号)

減額 二九〇万円
総額 五四一〇万九千円
流入量の見込み減による事業費の減によるもの。



○平成十四年度ひがしひろしま墓園管理事業特別会計補正予算(第一号)

減額 九〇三万二千元
総額 三六三三万二千元
墓地貸付けの減によるもの。

『建設委員会付託案件』

○財産の取得

東広島運動公園野球場の用地を買い入れるもの。
予定価格 八三三万二四七円
相手方 東広島市土地開発公社

○委託契約の変更

「山陽本線西条駅構内273K360M付近御建こ線橋部分拡幅工事委託に関する協定」について、工事内容の一部に変更が生じたため、委託契約金額を変更するもの。

○市営住宅設置及び管理条例の一部改正

市営住宅の駐車場使用料等、管理に関する事項を定めるとともに、市営住宅の廃止等を行うもの。

○水道給水条例の一部改正

水道法等の一部改正に伴い、貯水槽水道について水道事業管理者、貯水槽水道設置者の責任に関する事項を定めるもの。

○平成十四年度住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第一号)

事業収入の確定に伴う財源更正によるもの。

○平成十四年度公共下水道事業特別会計補正予算(第三号)

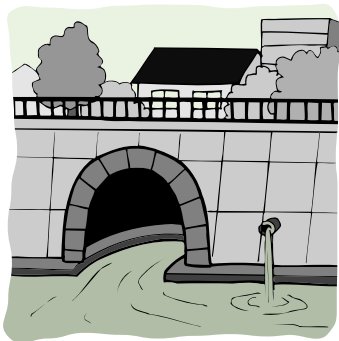
減額 四九八三万一千円
総額 四九億四九四八万九千円
汚水幹線枝線整備事業の精算による事業費の減額等を行うとともに、繰越明許費の設定、債務負担行為の追加、地方債の変更を行うもの。

反対討論(要旨)

既に支払った賃金をさかのぼって減額することとは不利益不遡及の原則に反する。

○平成十四年度東広島中核工業団地汚水処理施設事業特別会計補正予算(第一号)

事業収入の確定に伴う財源更正によるもの。



○平成十四年度志和流通団地汚水処理施設事業特別会計補正予算(第一号)

減額 三〇万八千円
総額 八一八万円
事業費の確定等によるもの。

○平成十四年度西条第一土地区画整理事業特別会計補正予算(第二号)

減額 一二二万八千円
総額 二億二一九万七千円
保留地処分の減等によるもの。

○平成十四年度東広島駅前土地区画整理事業特別会計補正予算(第一号)

減額 二億三八三万五千円
総額 五億四六八万一千円
保留地処分の減等によるもの。

○平成十四年度水道事業会計補正予算(第三号)

収益的収支 (収入) 三〇億五〇七万六千円 (支出) 三〇億九八〇万円
資本的収支 (収入) 八億六五七九万六千円 (支出) 一四億五一七五万七千円

職員等の退職に伴う一般会計負担金の増、水道整備事業の国庫補助採択に伴う賀茂広域行政組合負担金の減等によるもの。

反対討論(要旨)

既に支払った賃金をさかのぼって減額することは不利益不遡及の原則に反する。

第1回臨時会
可決した案件

議案 1件



合併に関する調査
特別委員会付託案件

○東広島市・賀茂郡5町・安芸津町合併協議会の設置

合併に関する調査特別委員長報告(要旨)

本案は、平成十五年第一回臨時会で提案され付託となったもので、執行部から詳細な説明を聴取する中、慎重に審査を進めた。

本案の趣旨は、東広島市、黒瀬町、福富町、豊栄町、大和町、河内町及び安芸津町の1市6町が市町村建設計画の作成その他合併に関する協議を行うため、規約を定めて東広島市・賀茂郡5町・安芸津町合併協議会を設置することについて、議会の議決を求めるものである。

なお、協議会の設置時期については、関係市町の議会の議決を経て、本年五月二十日とするものである。

討論においては、合併そのものに反対ではないが法定協議会の設置について提案するのは時期尚早ではないか、本市議会議員選挙を通して合併問題についての住民説明等を十分に行った上で新たな議員が判断する方がより民意を反映することになるのではないかと、新規事業や大規模建設事業について方向性の事前説明や事業内容の整理ができていない段階で事業着手される関係町があるなど事業調整方針が十分なされていない中で法定協議会を設置するのはいかにがなものか、市民に対する情報提供を十分に行い市民の意見を踏まえて法定協議会を設置すべきであるなどの反対討論があった。

賛成討論としては、任意協議会において主要な協議項目が概ね取りまとめられた中で次のステップへ進むためにも東広島市がリーダーシップを発揮して法定協議会を設置すべきである、市議会においても合併の論議を一年以上行ってきた中で今期の議員が責任を持って結論を出し法定協議会を設置して新市建設計画を含めて論議し前へ進むべきであるなどの討論があった。

また、法定協議会の委員構成が関係市町間

人数にバランスを欠いているのではないかと、委員に本市議会議員の人数を増やしてもらいたいなどの意見があった。
以上のような討論・意見が出され採決した結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した。



反対討論(要旨)

民意が反映される市議会議員選挙後の議会で諮るのが妥当である。市民に十分な情報提供を行い、自治意識を向上させ、十分に議論した上で議決すべきである。合併の是非を含めて議論すべきである。住民投票を行うべきである。

各自自治体の新規事業についてお互いに協議する手法・調整方針を明確にすべきである。また、財政推計に基づくまちづくりの方向は示されず、多くの重要な課題が残されている。本来任意協議会の中で行うべきことが十分にされておらず、時期尚早である。

賛成討論(要旨)

合併問題については一年以上取り組んでおり、正しい判断が可能である。東広島市はここでリーダーシップを発揮すべきである。



第2回臨時会
可決した案件

承認案 6件
同意案 1件

総務委員会付託案件

○専決処分の承認

都市計画税条例の一部改正
地方税法の一部が改正され、平成十五年四月一日から施行されたことに伴い、都市計画税条例の一部を改正するもの。

賛成討論

処分の説明が十分にされるよう改善を求める意見を付して賛成する。

即決された案件

○専決処分の承認

消防団員等公務災害補償条例の一部改正
非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が改正され、平成十五年四月一日から施行されたことに伴い、消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するもの。

反対討論(要旨)

災害補償の基準は国家公務員の俸給引き下げと同様に扱うべきではない。

○専決処分の承認

市税条例の一部改正
地方税法及び地方税法施行令の一部が改正され、平成十五年四月一日から施行されたことに伴い、市税条例の一部を改正するもの。

反対討論(要旨)

説明が充分でない。

○専決処分承認

国民健康保険条例の一部改正

地方税法の一部が改正され、平成十五年四月一日から施行されたことに伴い、国民健康保険条例の一部を改正するもの。

○専決処分の承認

特別土地保有税審議会条例の廃止

地方税法の一部が改正され、平成十五年四月一日から施行されたことに伴い、特別土地保有税審議会条例を廃止するもの。

○専決処分の承認

一般会計補正予算(第七号)

増額 三四二八万円
総額 三八七億四九六万円

市の財政上有利となる地方債の追加発行やこれに伴う財源更正等によるもの。

○監査委員の選任の同意

東広島市西条朝日町三番二号

光野 義信

東広島市高屋町大字溝口五三番地の二

山田 經介

第3回臨時会
可決した案件

議案 1件

合併に関する調査
特別委員会付託案件

○東広島圏域(東広島市・黒瀬町・福富町・豊栄町・河内町・安芸津町)合併協議会の設置

合併に関する調査特別委員長報告(要旨)

合併協議会については、平成十五年第三回臨時会で提案され付託となったもので、執行部から詳細な説明を聴取する中、慎重に審査を進めた。合併協議会については、本年三月二十八日に、東広島市・賀茂郡五町・安芸津町合併協議会の設置について議決がされているが、一市六町のうち大和町が合併協議会の参加を断念するとい

う予期せぬ事態に至った状況を受け、東広島市、黒瀬町、福富町、豊栄町、河内町及び安芸津町の一市五町が市町村建設計画の作成、その他合併に関する協議を行うため、規約を定めて東広島圏域(東広島市・黒瀬町・福富町・豊栄町・河内町・安芸津町)合併協議会を設置することについて、議会の議決を求め、協議会の設置時期については、本年五月二十日から設置しようとするものである。

討論においては、任意協議会から法定協議会への流れは否定しないが、より良い議論をするため、今急いで移行しなくてもよいのではないかと、法定協議会へ移行する前に財政シミュレーション等、やらなくてはならないことは多くあり、時期尚早である。住民が何を求め、期待しているのかについて把握することが必要である、法定協議会の委員構成について、住民の意見を反映させるものになっていない等の反対討論があった。

また、賛成討論としては、東広島市がここで機会を逃した場合、合併そのものが困難になってしまう。大和町が抜けたことによる課題等については、法定協議会で協議できる事項であり、問題はない、市民は大和町が抜けたことにより、危機感をもっており、一市五町での早期の合併を望んでいると感じられる、東広島市は、広島県、中国地方の中核となる可能性がある市であり、法定協議会の設置はその第一歩となるものである、五町はすでに法定協議会設置について賛成する旨議決されており、リーダーシップをとるべきである、市民のために行うべきものであり、負担が少しでも軽くなるよう期待して賛成する等の賛成討論があった。



により変更される事項等について、住民への説明が必要である、合併協議以前から各市町の計画にある事業についても、新市に影響を及ぼすものについては事前に協議するよう申し合わせるべきである等の意見があった。

採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した。

反対討論(要旨)

大和町が抜けたことにより任意協議会で協議してきた前提が崩れ、課題に影響を及ぼしている。この課題を整理後、市民の生活、財政基盤等の面から協議し、法定協議会へ移行すべきで、時期尚早である。民意を反映するため、住民に大和町が抜けたことによる影響を説明後、法定協議会に移行すべきである。法定協議会の規約をもっと住民の意見が反映できるものにすべきである。

賛成討論(要旨)

法定協議会の設置については、既に黒瀬町・福富町・豊栄町・河内町・安芸津町で議決されている。大和町が枠組みからはずれる

こととなったが、残った一市五町では、これまで以上の信頼関係を築くため、ここで法定協議会の設置を議決し、本市に期待される、圏域をリードするという役割を果たすべきである。

今回の件で市民は危機感を持っているように感じられ、早急な法定協議会への移行が必要である。

大和町がはずれることで生じる問題の修正については、法定協議会の中で協議すればよいことであるが、基本構想や、各種事務事業の調整方針の変更については、早急に整理し、その情報の開示を求めたい。また、合併前から計画のある事業についても、新市のあり方に変異をきたすものは、市民及び議会が意思決定をするのに十分な情報提供をお願いしたい。

本圏域の合併については、今後の都道府県合併の観点からも注目されており、成長著しい本市は合併を通じて、賀茂台地の中心としてだけではなく、広島県及び中国地方の拠点となる可能性がある。今回の法定協議会の設置はその出発点であることを考えると、速やかに法定協議会へ移行すべきである。

議会運営委員会行政視察

日時/一月三十日(三十日)
視察地/山口県下関市、大分県別府市

議会運営全般に関わる事項について広く調査、研究を行った。今回は特に「一般質問・代表質問」についての調査を主目的とし、下関市、別府市を訪問した。それぞれの市議会の議会運営の考え方や、それらの背景について詳細な説明の後、両市で採用している特徴的な方式の効果及び課題について質問を行う中で、本市においても参考とできる部分もあった。これからの本市の議会運営に活かしていきたい。